

① 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 : : 法人名 ()

別表十一(一) 平二十八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

債務者	住所又は所在地	1						計
	氏名又は名称 (外国政府等の別)	2	()	()	()	()		
	個別評価の事由	3	令第96条第1項 第号該当	令第96条第1項 第号該当	令第96条第1項 第号該当	令第96条第1項 第号該当		
	同上の発生時期	4	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .		
	当期繰入額	5	円	円	円	円		円
繰入限度額の計算	個別評価金銭債権の額	6						
	(6)のうち5年以内に弁済される金額 (令第96条第1項第1号に該当する場合)	7						
	(6)のうち取立て等の見込額	8						
	担保権の実行による取立て等の見込額	8						
	他の者の保証による取立て等の見込額	9						
	その他による取立て等の見込額	10						
	(8)+(9)+(10)	11						
	(6)のうち実質的に債権とみられない部分の金額	12						
	(6)-(7)-(11)-(12)	13						
	繰入限度額	14						円
	令第96条第1項第1号該当 (13)	14						
令第96条第1項第2号該当 (13)	15							
令第96条第1項第3号該当 (13)×50%	16							
令第96条第1項第4号該当 (13)×50%	17							
繰入限度超過額 (5)-((14)、(15)、(16)又は(17))	18							
貸倒実績率の計算の基礎となる金額の明細	貸倒れによる損失の額等の合計額に加える金額 ((6)の個別評価金銭債権が売掛債権等である場合の (5)と((14)、(15)、(16)又は(17))のうち少ない金額)	19						
	前期の個別評価金銭債権の額 (前期の(6))	20						
	(20)の個別評価金銭債権が売掛債権等である 場合の当該個別評価金銭債権に係る損金算入額 (前期の(19))	21						
	(21)に係る売掛債権等が当期において貸倒れ となった場合のその貸倒れとなった金額	22						
	(21)に係る売掛債権等が当期においても個別評 価の対象となった場合のその対象となった金額	23						
	(22)又は(23)に金額の記載 がある場合の(21)の金額	24						